



社労士 NEWS>>>

>>> 2019.1 Vol.098

発行 >>>

井上社会保険労務士事務所 URL : <http://inoue-sharoushi.com/>

〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本 3-19-21 ハピンスライフ 4-C

Tel > 042-703-6518 Fax > 042-703-6519 Mail > info@inoue-sharoushi.com

社労士より>>>

平成31年に入りすでに1月下旬になりますが皆様いかがおすごしでしょうか。

平成31年も引き続き井上社会保険労務士事務所をよろしくお願い致します。

社会保険労務士 井上 知子

1. 話題

祝日・休日の取扱いについて

2019年に限り5月1日と10月22日を祝日とする法律が12月8日に成立しました。これにより2019年のゴールデンウィークは、4月27日から5月6日までの10連休となります。果たして1日祝日が増えたことで、なぜ10連休になるのか？また会社の人事労務への影響は？本稿で解説いたします。

1. 10連休となる理由

今回改正された『国民の祝日に関する法律(以下、祝日法)』では、祝日を規定する他、右のような場合を休日とする旨を定めています。

- ①「国民の祝日」が日曜日に当たるとき → その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日
- ②その前日及び翌日が「国民の祝日」である日 → この①と②を2019年のカレンダーに当てはめると、下図のようになります。

	4月27日	28日	29日	30日	5月1日	2日	3日	4日	5日	6日
5月1日が平日	土曜	日曜	祝日	平日	平日	平日	祝日	祝日	祝日(日曜)	休日(①振替)
5月1日が祝日	土曜	日曜	祝日	休日(②前後祝日)	祝日	休日(②前後祝日)	祝日	祝日	祝日(日曜)	休日(①振替)

2. 会社の休日への影響

前述の祝日法における休日の取扱いは、就業規則の規定内容によっては、会社の休日にも影響を及ぼすこととなります。例えば、厚生労働省のモデル就業規則は、休日を次のように規定しています。

(休日)

第20条 休日は、次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日(日曜日と重なったときは翌日)
- ③ 年末年始(12月日～1月日)
- ④ 夏季休日(月日～月日)
- ⑤ その他会社が指定する日

2 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

この規定であれば、祝日について「国民の祝日」と「日曜と重なったときの振替休日」を休日と定めていますので、4月30日と5月2日は休日とはならず、10連休とはなりません。

ところが、もし第2号が“祝日法に定める休日”となっていたらどうでしょうか。祝日法は“その前日および翌日が「国民の祝日」である日”を休日として取扱いますので、当然に法の定める通り、**10連休となります。**

3. 会社が行うべき対応

まずは、自社就業規則が休日をどのように規定しているかを確認しましょう。もし前述の例のように“祝日法に定める休日”を休日としているなら、10連休が

業務に支障を及ぼさないかの確認と、必要に応じて対策を講じなければならないでしょう。

10連休を与えることが出来ないならば、会社は**“事前に” “振り替える日を明示”**することによって、休日
を他の日に振り替える事が出来ます。この振替は、各労働者との個別的同意を得ることで行うことが出来
ますが、もしモデル就業規則のように**“業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を
他の日と振り替えることがある”**等、休日の振替を行う旨やその条件を定めていたならば、会社は労働者の個
別同意を得なくても、例えば社内通達等によって、休日の振替を行うことが出来ます。

4. おわりに

「平成29年度『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」によると、
年次有給休暇の取得にためらいを感じる理由の2位
(47.5%：複数回答)として、「後で多忙になるから」
というものがあります。

2019年4月から年次有給休暇の時季指定が義務化され、5月に10連休を迎えることになりましたが、これを機会として休日や休暇が業務に支障を出さないよう
な体制を整えることを検討してみると良いでしょう。

2. 社会保険

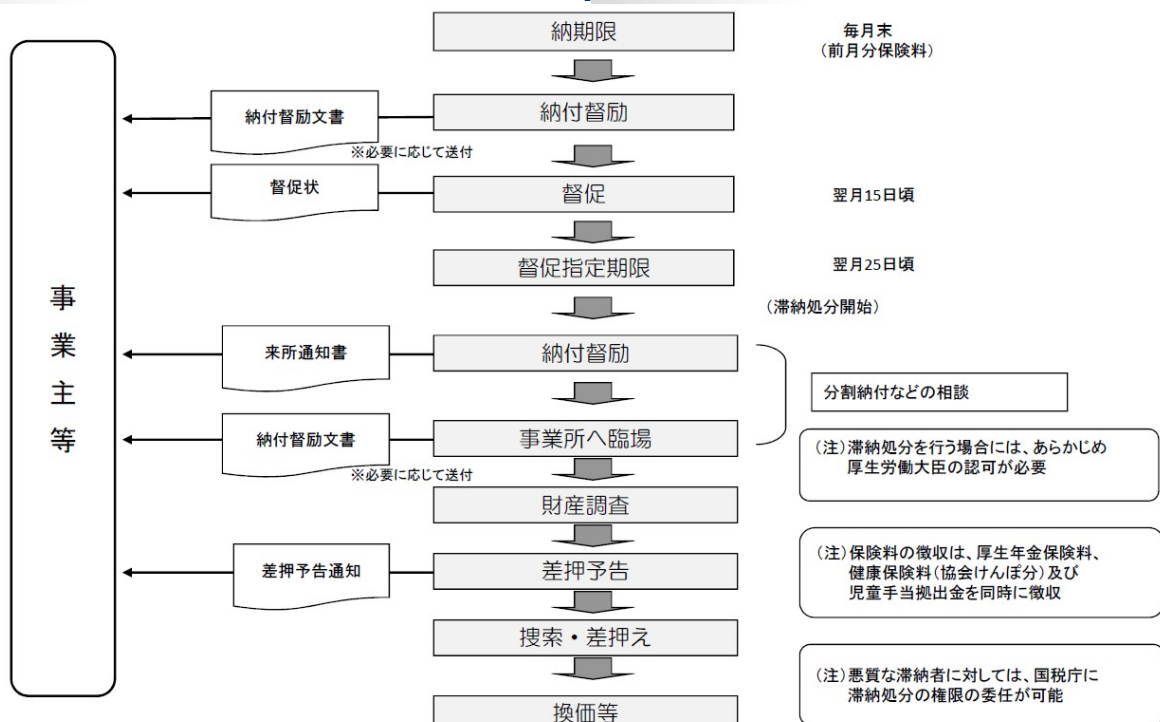
厚生年金保険料の滞納整理強化について

日本年金機構は、昨年10月に厚生年金保険料等の滞納処分業務を専門的に実施する部署「特別徴収対策部」を、機構本部内に設置しています。社会保険の手続きを日々適切に行われている会社様には直接関係する話ではありませんが、年金制度がどのように維持・運営されているのかについて、保険料を支払っている『制度の担い手』として理解を深める意味でもご一読いただければ幸いです。

1. 厚生年金保険料の収納業務の流れ

期限内に保険料を納付できなかったからといって、即時に強制的な処分がされるわけではなく、まずは電話や年金事務所での面談による納付督促が行われ、その際、分割納付等の相談を行うこともできます。ただし、その後督促状が発行され、督促状に記載されている指定期日までに納付できないと、当初の納期限から

完納日の前日までの期間について、延滞金が課せられます。それでも納付がなされない場合、財産調査が行われます。このときに、預金残高や取引先企業全般に対する債権の有無等が調べられる可能性があります。保険料の未納が続くと、調査の結果、把握された資産は必要に応じて差押えられ、不動産等については公売・換価のうえ収納されます。



※厚生労働省『国民年金保険料の収納対策及び厚生年金保険の適用・徴収対策の現状と課題』から抜粋

2. 滞納事務所や未納額等の近況

平成29年度末時点の厚生年金保険適用事業所数222万弱に対し、滞納事業所数は約13.5万で、約6.1%を占めます。全体から見れば僅少にも思えますが、制度の公平性を考えれば、決して無視できるものではありません。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
滞納事業所数	135,860	134,940	135,306
差押事業所数	24,300	25,174	27,581
(収納未済額) 厚生年金保険	3,130億円	2,952億円	2,843億円
(収納未済額) 健康保険	1,793億円	1,693億円	1,639億円

※日本年金機構『日本年金機構の平成29年度の業務実績の評価結果』から抜粋

3. 悪質な滞納者への対策

悪質な滞納者について、国税庁へ滞納処分の権限を委任できる仕組みは既に存在しています。平成29年度には23件が委任され、機構発足以降、同年度末までに66件が委任されているそうです。

これに加え、冒頭に記載した徴収専門部署が機構本部に設置され、公権力行使機能の再構築と、職員の専門

性向上が図られることになりました。さらに、都道府県の代表の事務所への適用・徴収対策専門部署の設置等が引き続き検討されており、機構単独での徴収能力の強化が、着々と進んでいます。

4. おわりに

昨年3月に日本年金機構が公表した資料によると、機構の設立以降、厚生年金保険等の収納率は毎年度、前年度実績を上回り、順調に推移しているとのことですが、今般の滞納処分機能の強化によって、さらなる徹底が図られていくでしょう。なお、厚生年金保険の適用事業所も順調に推移しており、平成29年度末では前述のとおり222万事業所で、前年同月に比べて12万事業所増加しています。また、被保険者数で見ても95万人増加し、平成29年度末時点で3,917万人となっています。

近年の適用事業所・被保険者数の増加や収納率の向上を見ると、一筋の光明が差しているかに思われる年金制度ですが、財政の状況、支給開始年齢の引き上げなどの法改正の状況も含めて、これからの動きを多面的に見ていく必要があります。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1ページ目の「祝日・休日の取扱いについて」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 年次有給休暇に加え、最近では多様な人材の個々の事情に対応するための「特別な休暇制度」を設ける会社も増えていると聞きました。どのようなものがあるのでしょうか。

A. 代表的な「特別な休暇制度」の例をご案内します。

代表的な特別な休暇制度の例

「労働時間等見直しガイドライン」における、「特に配慮を必要とする労働者」に対して付与される休暇としては、以下のようなものが考えられます。

病欠休暇	長期にわたる治療等が必要な疾病等、治療を受けながら就労する労働者をサポートするために付与される休暇です。治療・通院のために時間単位や半日単位で取得できる休暇制度や、年次有給休暇とは別に使うことができる病欠休暇のほか、療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度等も考えられます。
リフレッシュ休暇	職業生涯の節目に勤労者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇です。例えば、勤続3年ごとに5日間の休暇を付与することなどが考えられます。
裁判員休暇	平成16年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から国民が裁判官とともに刑事裁判に参加する「裁判員制度」が開始されました。「裁判員休暇」とは、裁判員等として活動する労働者に対して、その職務を果たすために必要な期間について付与される休暇です。
犯罪被害者の被害回復のための休暇	犯罪行為により被害を受けた被害者及びその家族等に対して、被害回復のために付与される休暇です。例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、1週間の休暇を付与することや、治療のための通院や警察での手続、裁判への出廷等のために利用できる休暇の付与などが考えられます。
ボランティア休暇	労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇で、「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもあります。

※特別な休暇制度は、休暇の目的や取得形態を労使による話し合いにより任意で設定できる法定の内容を上回る休暇ですので、上記の目的に限る必要はありません。

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からご興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえFAXをお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

マネジメント関連

レポート番号	タイトル	内容
#1970 (全4ページ)	続・どこを見られる？ 「労基署」臨検の舞台裏	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検の対象になりやすい企業は？ ・送検のリスクはどのようなもの？ ・ところで監督官は何を見ているの？ ・どのような書類が指摘を受けやすいの？ 他
#1999 (全6ページ)	これだけ押さえて！ 「民法改正」の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正の背景 ・分かりやすくなった消滅時効 ・利率の引き下げと緩やかな変動制導入、商事法定利率が廃止された法定利率 ・新設された定型約款 他
#1998 (全5ページ)	損金になる場合とは？ 資産の評価損の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・財務と税務で異なる評価損の取り扱い ・棚卸資産に関する評価損 ・固定資産に関する評価損 ・評価損を計上する際の証拠を残しておこう
#2089 (全9ページ)	企業を困らせる悪質クレーム (カスタマーハラスメント) を退ける！	<ul style="list-style-type: none"> ・強要や暴言といった脅威が企業のリスクに ・カスタマーハラスメントが生まれる要因 ・カスタマーハラスメントがもたらす弊害 ・カスタマーハラスメントの傾向 他

ビジネス関連

#2090 (全7ページ)	中小企業が新規参入・事業多角化で活躍する 「防災ビジネス」の市場	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のチャンスが広がる防災ビジネス ・防災ビジネスの定義 ・市場規模と成長が期待される分野 他
------------------	-------------------------------------	--

お気軽にご用命ください

TEL >>> 042-703-6518
 FAX >>> 042-703-6519

貴社名	〒	ご担当者様	部署・所属
所在地			
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。